

① 通所リハビリテーション 基本サービス費

介護報酬単位数(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

			単位数	円に換算	自己負担額/日
基本単位	提供時間 9時15分から 16時30分	要介護1	712	7,710円	771円
		要介護2	849	9,194円	919円
		要介護3	988	10,700円	1,070円
		要介護4	1,151	12,465円	1,247円
		要介護5	1,310	14,187円	1,419円
	提供時間 10時00分から 11時15分	要介護1	329	3,563円	357円
		要介護2	358	3,877円	388円
		要介護3	388	4,202円	421円
		要介護4	417	4,516円	452円
		要介護5	448	4,851円	485円
	提供時間 13時15分から14時	要介護1	329	3,563円	357円
		要介護2	358	3,877円	388円
		要介護3	388	4,202円	421円
		要介護4	417	4,516円	452円
		要介護5	448	4,851円	485円
	提供時間 14時30分から 15時45分	要介護1	329	3,563円	357円
		要介護2	358	3,877円	388円
		要介護3	388	4,202円	421円
		要介護4	417	4,516円	452円
		要介護5	448	4,851円	485円

<通所リハビリテーション加算>

(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

入浴介助加算	55円	入浴サービスを実施した場合
短期集中リハビリテーション 実施加算	120円	退院(所)認定より3ヵ月以内に個別 にリハビリを行った場合

リハビリテーション マネジメント加算 I	357円	当事業所の医師が、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に対し、利用者に関するリハビリの目的に加え、リハビリ開始又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリを中止するときの基準、リハビリに対する負荷の指示を行い、リハビリをより効果的かつ安全に行うための加算です。
リハビリテーション 提供体制加算(1日利用)	31円	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が常勤で、2名以上配置することで、リハビリ体制が整備されている事業所が算定できる加算です。
リハビリテーション 提供体制加算(短時間)	32円	//
栄養スクリーニング加算	6円	利用開始時および利用中6ヵ月毎に栄養状態について確認を行い、利用者様の栄養状態に係る情報(医師、歯科医師、管理栄養士等への相談提言も含)を介護支援専門員に文書で情報提供し、病気の発症や再発などの予防に役立てる加算です。
口腔機能向上加算	163円	言語聴覚士、歯科衛生士、又は看護職員を1名以上配置し個別に口腔機能改善指導計画を作成しこれに基づく口腔機能向上サービスの実施、評価、見直しを行った場合月2回を限度
通所リハ処遇改善加算 I	1月の所定総単位数に4.7%をかけたもの	良質なサービスを提供するため職員の資質の向上、技術能力の向上にあてられます
サービス提供強化体制加算 I	26円	介護職員のうち一定以上、介護福祉士資格者がいる場合において

〈通所リハビリテーション減算〉

同一建物に居住する利用者についての減算	-102円
ご自身での通所およびご家族送迎についての減算	-51円/片道

② 介護予防通所リハビリテーション基本サービス費
 介護報酬単位数（1単位＝10.83円） ※1割負担の場合

介護度	単位数	基本料金	自己負担額
要支援1	1,712 単位/月	18,540 円/月	1,854円/月
要支援2	3,615 単位/月	39,150 円/月	3,915円/月

〈介護予防通所リハビリテーション加算〉
 （1単位＝10.83円） ※1割負担の場合

リハビリテーション マネジメント加算	357円	当事業所の医師が、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に対し、利用者に関するリハビリの目的に加え、リハビリ開始又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリを中止するときの基準、リハビリに対する負荷の指示を行い、リハビリをより効果的かつ安全に行うための加算です。
運動器機能向上加算	244円	利用者ごとに運動器機能向上計画を作成、内容を定期的に評価、見直し
口腔機能能向上加算	163円	言語聴覚士、歯科衛生士、又は看護職員を1名以上配置し個別に口腔機能改善指導計画を作成これに基づく口腔機能向上サービスの実施評価、見直しを行った場合 月2回を限度
予防通所リハ複数サービス 実施加算 I	520円	運動器機能向上加算、口腔機能向上加算を同時に選択した場合
予防通所リハ処遇改善 加算 I	1月の所定 総単位数に 4.7%を かけたもの	良質なサービスを提供するため職員の資質の向上、技術能力の向上にあてられます
サービス提供体制加算 I	要支援1： 52円 要支援2： 104円	介護職員のうち一定以上、介護福祉士資格者がいる場合において
事業所評価加算	130円	3ヵ月以上「運動器機能向上サービス」を受けた利用者の統計で、維持・改善率の割合が基準以上の事業所において

※日割り計算を行う場合

1. 月途中に要介護（要支援）から要支援（要介護）に変更となった場合
2. 月途中に要支援区分が変更となった場合
3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
4. 同一月に介護予防特定施設入居生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合
5. 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用において、月途中に登録開始、契約解除
資格取得、喪失、転入、転出、認定有効期間の開始終了等した場合

※したがって、たとえばお客様の体調不良や状態の改善又は病院への数日間の入院等により計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、利用料を日割りとして割引することはありませんのでご注意ください。

〈介護予防通所リハビリテーション減算〉

同一建物に居住する利用者についての減算	要支援 1	-408円
	要支援 2	-815円

(2) 法定給付外サービス

区分	
食事の提供	一食600円(おやつ代含む)
オムツの提供	当施設で用意したものをご利用いただく場合 1枚150円 ※特別な銘柄をご指定の場合、施設では対応しかねますので、あらかじめご用意ください。
日常生活に要する費用	事前に利用者又はご家族に対して説明を行い、同意して頂いた場合は実費を負担して頂きます。